

掛川市選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日（以下「登録日」という。）を同項の規定により、次のとおり登録月の1日の直後の休日以外の日に定めた。

平成30年8月31日

掛川市選挙管理委員会  
委員長 大石 碩也

登録日 平成30年9月3日（月）